

令和7年第9回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和7年9月25日(木)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後2時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後4時15分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	稲山 久夫	出	11	鳥塚 正実	出
2	小和 瀬守	欠	12	丸橋 高記	出
3	吉田 滋	出		大久保 知明	出
4	福島 隆志	出		柴崎 徹	出
5	井伊 誠	出		奈良 和正	出
6	坂本 建治	出		齋藤 薫	出
7	加藤 憲治	出		吉川 隆	出
8	栗原 功	出		保坂 昭	出
9	吉田 一行	欠		新井 一弘	出
10	新井 徹	出		中島 信一	出

議事参与者

職員

局長 黒瀬秀明
 次長 菅谷順吾
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

事務局長
議長

(起立・礼・着席の発声)

本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。

ただ今から、令和7年第9回寄居町農業委員会総会を開会いたします。

本日、小和瀬守委員、吉田一行委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

現在の出席委員は、12名中、10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。

事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。

事務局長

令和7年第9回寄居町農業委員会総会、

日程第1、議事録署名委員の選任について。

日程第2、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請について。

日程第3、議案第62号から議案第65号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

日程第4、議案第66号から議案第76号、寄居農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について。

日程第5、議案第77号、農用地利用集積等促進計画の案について。

議事日程は、以上となります。

議長

それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。

寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長

それでは、吉田滋委員と福島隆志委員にお願いいたします。

続きまして、日程第2、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

事務局

それでは、議案第61号について、事務局の説明を求めます。

議案書の1ページを御覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。

それでは、議案第61号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。

後見人が不動産の処分を行うにあたり、被後見人の親戚である譲受人が、申請地近隣で勤務をしており、耕作も可能であることから、譲受人へ相談したところ、買受けの了承をいただけたことから、申請に至ったものです。

なお、申請地では、果樹と露地野菜を栽培する予定となっております。

また、申請地北側にある宅地もあわせて譲受人が購入するため、申請地への進入路も確保できております。

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。

説明は、以上です。

議長	この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。
稲山委員	稲山委員。 ただ今の議案について、譲受人及び私と奈良推進委員で、話し合いを行い、問題がないことを確認しました。
議長	報告は、以上です。
議長	他にご意見はございませんか。 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 61 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 61 号は、原案のとおり決定いたします。
事務局	次に、議案第 62 号から議案第 65 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 62 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 62 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、申請地に近接する宅地で、自動車修理業を営んでおりますが、既存敷地では、修理車両や解体車両を置くスペースが十分に確保できず、作業工程ごとに、車両移動を行う必要があり、作業効率や、安全上の懸念があったため、駐車場敷地の候補地を検討していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。
稲山委員	稲山委員。 9 月 21 日、奈良推進委員と現地確認し、譲渡人及び譲受人に事情を伺いました。 特に、問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
新井委員	新井委員。 既存宅地は、譲渡人所有とのことですが、議案書では譲受人の住所と異なります。 自宅と事業地は別ということでしょうか。
議長	事務局。
事務局	そのとおりとなります。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 62 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

	<p>す。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 62 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 63 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 63 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、町内の借家に、家族で居住しておりますが、子が成長し、手狭になったため、自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を、親族より借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
議長	<p>鳥塚委員。</p> <p>議案第 63 号について、意見申述申し上げます。</p>
鳥塚委員	<p>本議案は、譲渡人である、譲受人の父のいところから、申請地を使用貸借し、自己用住宅を建築するために、転用申請するものです。</p> <p>譲受人の実家は、本議案の申請地と隣接している場所であり、申請地につきましては、第 1 種農地であります。南と東に町道が接する角地で、周囲は住宅と農地が混在していることから、周辺農地の営農支障はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 63 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 63 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 64 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 64 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請者、譲受人は、県内他市において建設業を営む法人です。</p> <p>今回の申請は、譲渡人より農地改良工事の請負を受けたことに伴うものです。</p> <p>申請地は現在、水田となっており、道路面より低位置にあることから、水が溜まりやすく、畑としての利用には向かない状況であったことから、客土工事による田畑転換により、農地</p>
事務局	

の嵩上げおよび排水性の改善を図りたいと考え、申請に至ったとのことです。

なお、工事完了後は、引き続き譲渡人が耕作を行い、プラムや栗の栽培を行う計画となっております。

本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は、農用地(青地)ですが、農地法施行令第11条第1項第1号の不許可の例外にあたるため、許可の対象となるものです。

また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。

説明は、以上です。

議長

この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

井伊委員。

井伊委員

譲受人に会うことは叶わず、譲渡人に事情を伺いました。事務局の説明のとおり、土地が低く、冠水してしまうことなどが改良理由とのことでした。

土については、建設工事により、発生した土を搬入するとのことでした。

質問ですが、農地改良でも、一時転用の手続きになるのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

一般的に、工事の資材置場等で、農地を一時転用するケースがあると存じますが、今回も、農地への盛土工事等で、一時的に農地が耕作できない状態となることから、一時転用の扱いになるものでございます。

議長

他にご意見はございますか。

(委員から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第64号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第64号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。

次に、議案第65号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第65号につきまして、御説明申し上げます。

別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。

申請者および譲受人は、町内において主に土木業を営む法人です。今回の申請は、譲渡人より農地改良工事の請負を受けたことに伴うものです。

申請地は現在、水田となっており、道路面より低位置にあることから、農地への出入りが容易でないことや、水はけが悪く、畑としての利用には向かない状況であったことから、客土工事による田畑転換により、農地の嵩上げおよび排水性の改善を図りたいと考え、申請に至ったとのことです。

なお、工事完了後は、引き続き譲渡人が耕作を行い、ブルーベリー栽培を行う計画となっております。

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。

説明は、以上です。

議長	この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。 保坂推進委員。
保坂推進委員	土曜日に、現地確認を行い、譲渡人の1人に事情を伺いました。内容としては、事務局から説明のあったとおりとなります。 現場は、バイパス沿いの田んぼで、道路より低い位置にあるため、盛土して畑としたいとのことでした。 周囲も盛土され、高くなっているところもありますので、特段の問題はないものと思います。
議長	他にご意見はございますか。 新井委員。
新井委員	先ほどの議案は、建設工事による発生土ということでしたが、本議案についても、搬入する土の発生元はわかっているのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	新井委員の御質問にお答えいたします。 譲受人が、申請地の向かい側で行っている、開発許可に伴う造成工事により、発生した土を使用することとされております。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第65号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第65号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	続きまして、日程第4、議案第66号から議案第76号、寄居農業振興地域整備計画の変更案に対する意見についてを議題といたします。 それでは、議案第66号について、事務局の説明を求めます。 議案書の3ページから5ページを御覧ください。 はじめに、寄居農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について(農用地区域からの除外)について御説明申し上げます。 農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる、農振法によりまして、町が、寄居農業振興地域整備計画を策定しております。 この計画の中で、農用地区域、いわゆる、青地の農地を定めておりまして、その農用地区域内では、原則として農地転用が禁止されております。 そうした中で、自己用住宅を建てるなど、農地転用ができるようにするために行う手続が、農用地利用計画の重要変更の除外、いわゆる、青地を白地にする手続になります。 この除外をするための法定要件といたしましては、農振法第13条第2項の規定による、いわゆる除外の6要件があります。 その6要件をすべて満たしたうえで、農業委員会と、農業協同組合、土地改良区の3団体から、除外が適当である旨の答申を頂けましたら、県の同意を経て、農用地区域から除外となります。

その農振法第13条第2項で定めております、除外の6要件につきましては、議案書の3ページの表の行見出し2段目の右側に、6つ記載しております。

法第13条第2項の除外要件という欄になります。左から順にご説明いたします。

1番目の必要性・適当性・非代替性につきましては、不要不急の用途に供するために除外するものではないこと、除外する面積が過大でないこと、農用地区域以外に事業目的に適う土地がないこと等につきまして判断するものです。

次に、2番目の地域計画への支障ですが、地域計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した計画の対象地に該当していないことというものです。

次に、3番目の農業利用への支障ですが、農用地の集団化など、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと等につきまして判断するものです。

次に、4番目の農用地の利用集積への支障ですが、農用地区域内において、効率的・安定的に農業経営を営む担い手の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないかについて判断するものです。

次に、5番目の土地改良施設への支障ですが、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、つまり、ため池や排水路、農道などに、被害や災害の発生が予想されないこと等につきまして判断するものです。

最後に6番目の農業公共投資の効用確保ですが、土地改良事業等の工事の対象農地の場合、工事完了から8年が経過しているものであるかについて判断するものです。

以上が、いわゆる除外の6要件となります。

それでは、議案第66号について、御説明申し上げます。

案内図を、あわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。

事業計画者は、観光ミカン園を経営しておりますが、ミカン園を経営するにあたり収納が不足していたことから、自宅脇の申出地に〇〇年に事業計画者の父が物置を建築しました。その後、事業計画者が相続しましたが、法的な手続きを失念していたことが確認されたことから、今回の申出に至ったとのことでした。

本議案は追認事案ですが、除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。

なお、6要件目の農業公共投資の効用確保については、本申出地は、土地改良事業等の工事の対象農地ではありません。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 本議案については、21日に、大久保推進委員と調査を行いました。

申請地には、農機具小屋が設置されており、農機具を収納している状況でした。

事業計画者の父が他界し、申出地を相続したタイミングでは、適法な状態であると思っていたとのことですが、このあとご審議いただく案件に関連し、適法状態とするべく、申出に至ったとのことでした。

事業計画者としても、行為の当事者ではなく、事態が判明した時点で、手続きを行っているものですので、やむを得ないものと思います。

議長 他にご意見はございますか。

新井委員。

新井委員 この案件については、農業者年金等の経営移譲などによるものではなく、農地利用の状況

	を整理する中で、判明した案件ということでしょうか。
議長 事務局	事務局。 新井委員の御質問のとおり、農地利用の状況を確認した際に判明し、手続きするものとなります。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第 66 号について、原案のとおり、意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 66 号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。
事務局	次に議案第 67 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 67 号について、御説明申し上げます。 案内図を、あわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。 事業計画者は、先代より観光ミカン園を営んでおりますが、〇〇年頃より道路整備が進み自動車が往来できるようになり、〇〇年頃に現在の申出地を事業計画者の父が整備し、駐車場として使用開始したとのことです。
	以後、観光ミカン園駐車場として使用しておりましたが、その後、父が亡くなり事業計画者が相続しましたが、法的な手続きを失念していたことが確認されたことから、今回の申出に至ったとのことです。
	本議案は追認事案ですが、除外の 6 要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。 なお、6 要件目の農業公共投資の効用確保については、本申出地は、土地改良事業等の工事の対象農地ではありません。
	説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 議案第 66 号の同様に、現地確認等を行いました。 事務局の説明にあったとおり、道路拡張の工事が行われ、車使用による、みかん園への来場者が、路上駐車することが増えたために、安全確保のため、整備したとのことでした。 本議案についても、先代により行われた事案ということですが、あわせて申出し、適法状態としたいとのことでした。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第 67 号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 67 号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。
事務局	次に議案第 68 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 68 号について、御説明申し上げます。 案内図を、あわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。 事業計画者は、観光ミカン園を営んでおりますが、土地所有者の父が、観光ミカン園を営

んでいたことから、〇〇年頃に、整備し駐車場として使用していたとのことです。

〇〇年に土地所有者の父が亡くなってからは、事業計画者が観光ミカン園駐車場として借用していたとのことです。

この程、土地所有者から駐車場に隣接するミカン園の譲渡の相談を受け、駐車場は今後も必要不可欠であること、自宅から至近距離のため、耕作・観光農園としても適していると考え、譲り受けることにしたとのことです。

譲り受けるに当たり、法的な手続きを失念していたことが確認されたことから、今回の申出に至ったとのことです。

本議案は追認事案ですが、除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。

なお、6要件目の農業公共投資の効用確保については、本申出地は、土地改良事業等の工事の対象農地ではありません。

説明は、以上です。

議長 この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 先ほどの2議案と関連しておりますが、事業計画者と土地所有者の先代は仲が良く、以前より、みかん園での耕作を協力しながら行っていたとのことです。土地所有者は、すでに別の仕事をしており、みかん園の運営は難しいことから、事業計画者に譲渡したいとのことでした。

本議案も、先代の時代に整備されたものを適法状態とするものですので、やむを得ないものと考えます。

議長 他にご意見はございますか。

(委員から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第68号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第68号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。次に議案第69号について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第69号について、御説明申し上げます。

案内図を、あわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。

本申出地の〇〇番地の宅地と、本申出地2筆の全3筆が、住宅敷地として使用されております。

この土地は母方の土地で、元々は〇〇番に居住していましたが、〇〇年に事業計画者の父と結婚するにあたり〇〇番に家を建てたとのことです。

〇〇番には元々、古くから農業用物置があり、〇〇年に現在の物置に建て替えたとのことです。古くから物置があったことから、各種手続きが必要だとは思っていなかったとのことです。

昨年、父が亡くなり相続手続きを進めていたところ所定の手続きを取っていないことが判明したことから、今回申出に至ったとのことです。

なお、〇〇番については、登記簿・現況ともに宅地ではありますが、青地となっているため、今回の申出にあわせて是正を行うものです。

	<p>本議案は追認事案ですが、除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>なお、6要件目の農業公共投資の効用確保については、本申出地は、土地改良事業等の工事の対象農地ではありません。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
鳥塚委員	<p>鳥塚委員。</p> <p>議案第69号につきまして、意見申述いたします。</p> <p>9月20日の土曜日に、齋藤推進委員と現地確認後、譲受人の自宅に伺い、事情を伺いました。</p> <p>先ほど、事務局から説明のありましたとおり、先代より土地を相続したところ、すでに、物置が建っている場所が、農地のままであったとのことでもあります。</p> <p>現況のとおり計画でございますので、特段の問題はないものと思いますが、ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第69号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第69号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第70号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第70号について、御説明申し上げます。</p> <p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>事業計画者は、〇〇年に会社を設立し貨物自動車運送事業を営んでいる法人です。</p> <p>事業は順調であるが、現在の駐車場が狭くて不便な上、大型車が進入できない道路に接続しているため、大型車の導入が出来ずに、さらなる事業発展の妨げになっているとのこと です。</p> <p>また申出地は本社から近く、県道に面し、大型車を含む車両の出入りが可能であるため、選定したとのこと です。</p> <p>接道する道路とは1.5m程の高低差がありますが、50cm程の段差の小さいところに進入路を設け、敷地全体の底上げは行わないとのこと です。</p> <p>本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>なお、6要件目の農業公共投資の効用確保ですが、本申出地は、土地改良事業の完了が平成6年度であり、すでに、事業完了後8年以上、経過しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
栗原委員	<p>栗原委員。</p> <p>先日、坂本委員、吉川推進委員と現地を確認しました。</p> <p>現況は、放棄地に近く、木々も生えており、目的の駐車場が整備されたとしても、特段の問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>

議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第70号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第70号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p> <p>次に議案第71号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第71号について、御説明申し上げます。</p> <p>案内図をあわせて御覧ください。</p> <p>申出内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>事業計画者は、土地所有者の子で、現在、県内他市のアパートに妻と子の3人で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、母と相談したところ賛同を得られたため、本申出地に住宅を建て、こちらに来たいということで、申出に至ったとのことです。</p> <p>本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>なお、6要件目の農業公共投資の効用確保ですが、本申出地は、土地改良事業の完了が平成6年度であり、すでに、事業完了後8年以上、経過しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>吉川推進委員。</p>
吉川推進委員	<p>先般、坂本農業委員、栗原農業委員と現地確認を行いました。</p> <p>周辺は住宅もあり、周辺農地への影響もないものと思われますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第71号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第71号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p> <p>次に議案第72号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第72号について、御説明申し上げます。</p> <p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>事業計画者は、土地所有者の孫の夫で、現在、町内のアパートに妻と2人で暮らしていますが、今後子どもが出来た時のことを考え、住宅の建築を計画し、妻の親と相談したところ、申出地を使わせてもらえることになりました。</p> <p>申出地は、妻の祖父の所有地で実家の隣に位置しており、慣れ親しんだ環境でもあるし、両親に子育てを協力してもらえたり、祖父や親の介護にも協力できることから、申出に至ったとのことです。</p> <p>本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p> <p>議長</p> <p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>

保坂推進委員	<p>保坂推進委員。</p> <p>先日、井伊委員と吉田委員と私で、現地確認を行いました。</p>
	<p>申請地は、保安全管理されており、内容としても問題ないものと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
	<p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p>
	<p>議案第 72 号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 72 号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p>
	<p>次に議案第 73 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 73 号について、御説明申し上げます。</p>
	<p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p>
	<p>事業計画者は、土地所有者の孫夫婦で、現在、県内他市のアパートに妻と子どもの 3 人で暮らしていますが、今後の生活や育児環境を検討したところ、夫婦ともに〇〇地区の出身であり、いずれは地元である寄居町に定住したいという思いを以前より持っておりました。</p>
	<p>その旨、妻の実家に相談したところ、妻の祖母所有の土地を無償で貸与していただける運びとなり、当該地は妻の実家に隣接しており、子育てにおいて家族の支援を受けやすく、また、夫の実家からも近く、今後両家との往来も円滑に運べることから申出に至ったとのこと。</p>
	<p>本議案の除外の 6 要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p>
	<p>なお、6 要件目の農業公共投資の効用確保ですが、本申出地は、土地改良事業の完了が平成 5 年度であり、すでに、事業完了後 8 年以上、経過しております。</p>
	<p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
	<p>新井推進委員。</p>
新井推進委員	<p>先日、丸橋委員と現地確認を行い、土地所有者に事情を伺いました。</p>
	<p>内容は、事務局の説明にあったとおりで、特段の問題はないものと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
	<p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p>
	<p>議案第 73 号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 73 号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p>
	<p>次に議案第 74 号について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>それでは、議案第 74 号について、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p>
	<p>事業計画者の居宅ですが、〇〇年に事業計画者の母が建てたものですが、その家を、事業計画者が引き継ぎ、〇〇年に増築し、現在、事業計画者と子供夫婦、孫の 4 人で生活してお</p>

	<p>ります。</p> <p>進入路については、事業計画者が幼い頃から現在の位置にあり、〇〇年頃、自動車の運転免許証を取得したことをきっかけに、進入路を広げ、砂利道に整備を行ったとのことですが、これは、家族の安全を第一に考えたもので、悪意や不正の意図はなかったとのこと。</p> <p>この度、アパートに住んでいる孫夫婦から住宅建築の相談があり、計画が進む中で申出地の手続きをとっていないことが判明したもので、進入路及び庭の一部は今後も生活に不可欠なものであることから、申出に至ったとのこと。</p> <p>本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>なお、6要件目の農業公共投資の効用確保ですが、本申出地は、土地改良事業の完了が平成5年度であり、すでに、事業完了後8年以上、経過しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
新井推進委員	<p>新井推進委員。</p> <p>先ほどの議案第73号と同様に、丸橋委員と現地確認後、土地所有者に事情を伺いました。内容については、事務局の説明にありましてとおりで、議案第73号の申出に至る調査の中で、判明した事案とのことでした。</p>
議長	<p>特段の問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第74号について、原案のとおり、意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第74号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第75号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第75号について、御説明申し上げます。</p> <p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>事業計画者は、いま住んでいる住宅の老朽化が進み、建て替えを検討していたときに、不動産業者から土地建物の売却をお願いされ、移住先として現在の住宅から町道を挟む近隣地であり最適地であると考えたことから、申出に至ったとのこと。</p> <p>本議案の除外の6要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>なお、6要件目の農業公共投資の効用確保ですが、本申出地は、土地改良事業の完了が平成元年度であり、すでに、事業完了後8年以上、経過しております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p>
丸橋委員	<p>丸橋委員。</p> <p>9月20日に、新井委員と現地確認を行い、事業計画者にヒアリングを行いました。</p> <p>土地所有者、事業計画者共に近所で、同じ行政区でありますので、特段の問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 75 号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 75 号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 76 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 76 号について、御説明申し上げます。</p> <p>案内図をあわせて御覧ください。申出内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>事業計画者は、県内他市で、土木材料、建築資材、一般建築用樹脂等の建設資材の製造並びに販売を行っております。</p> <p>現在の工場が手狭になったため、交通の便もよい事業用敷地を探していたところ、申出地を選定したとのことです。</p> <p>既存の本社・工場の敷地面積は〇〇㎡です。</p> <p>具体的な敷地の利用方法としては、事務所や倉庫、製造所、資材置場で、水道については、町道より公共水道を使用し、雨水については、貯水池を三か所設置し西に接する水路に排水します。</p> <p>し尿については、合併浄化槽から西に接する水路へ放流するとのことです。</p> <p>なお、申出地につきましては、寄居町企業誘致推進計画の企業誘致を推進する地域に位置付けられております。</p> <p>本議案の除外の 6 要件の該当性は、すべて問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元の委員はご意見をお願いいたします。</p> <p>加藤委員。</p>
加藤委員	<p>9 月 20 日に現地確認を行い、譲受人の 1 人に事情を伺いました。</p> <p>周辺は高速道路のパーキングがあり、申出地は、唯一残った広い水田で、米を作っておりますが、使用している農業用機械は古くなり、新しい機械を購入してまでは、継続するつもりはないとのことでした。</p> <p>周辺状況を踏まえ、ご審議いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>議案第 76 号について、原案のとおり意見なしと決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 76 号は、原案のとおり意見なしと決定し、町へ回答いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 77 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 77 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 77 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、</p>

同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。

今回の計画は、全 10 筆で合計面積 14,401 ㎡です。

農地は、右下の内訳のとおりです。

番号 1 から 4、7、8 につきましては、利用権設定の終期に伴う更新となります。

そのほかは、新規の設定となります。

なお、7 から 10 の借受人ですが、経営方針として、経営農地の拡大を目指しており、引き続き農地の借入れを行っていくとのことです。

そのほかは議案書のとおりです。

説明は、以上です。

議長

この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。

新井委員。

新井委員

番号 7 から 10 の法人は、どのような法人なのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

新井委員の御質問に回答いたします。

当法人は、隣接市に所在し、農業法人の形態を取っておりますが、隣接市で、耕地面積が不足している状況から、当町でも借り受けを行っている法人となります。

議長

他にご意見はございますか。

(委員から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第 77 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。

以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありますか。

(委員から、「なし」の声)

議長

事務局から、何かありますか。

事務局長

事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。

次回の総会ですが、10 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。繰り返し申し上げます。

10 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、特に無いようですので、令和 7 年第 9 回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

吉田 滋 委員 福島 隆志 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年9月25日

議 長

坂 本 建 治

委 員

福 島 隆 志

委 員

吉 田 滋